

令和2(2020)年度栃木県観光素材提案集作成業務委託仕様書

本仕様書は、「本物の出会い 栃木」観光キャンペーン推進協議会（以下「甲」という。）が発注する「令和2(2020)年度栃木県観光素材提案集作成業務（以下「委託業務」という。）」を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の目的

個人旅行、団体旅行等において、旅行事業者が造成するツアー商品等は、観光客の重要な選択肢の1つとなっている。このため、旅行事業者等が造成する旅行商品における栃木県内の観光素材の採用率を向上させ、ひいては県内観光地への誘客を強化する必要があることから、旅行事業者等向けに県内の観光素材を取りまとめた令和3(2021)年度版栃木県観光素材提案集（以下「素材集」という。）を作成する。

2 委託業務の内容

(1) 観光素材提案集の作成及び印刷、製本

規格：A4判フルカラー64ページ程度（表裏表紙含む）2,000部、電子データ（PDF、イラストレーターデータ及び使用した写真のjpegデータ）

(2) 作成に当たり、素材の収集、撮影（施設等）及び誌面の校正

(3) 作成に当たり、甲、市町等との調整

(4) 完成した冊子の納品

ア 納品場所：「本物の出会い 栃木」観光キャンペーン推進協議会事務局

（栃木県産業労働観光部観光交流課、栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号）

イ 納品期限：令和2(2020)年9月11日（金）まで

(5) その他、上記に付随する業務

3 成果物の仕様等

(1) 誌面構成

ア 乙は、以下の内容を意識した素案を作成の上、甲と協議し決定すること。

イ 栃木県内の観光資源の中から、より多くの誘客ができると思われるテーマ及び素材を選定すること。選定に当たっては、素材の一覧を作成すること。なお、一覧には素材選定の理由を明記するものとする。

ウ 選定した素材について、市町等から写真及び原稿文案等を収集すること。なお、栃木県内各市町の観光主管課の連絡先については、業務開始後に提供するものとする。

エ 選定した素材について、ウで収集した情報を元に、美しく訴求力のある写真を掲載するとともに、観光素材の魅力等が伝わる説明文を記載すること。

オ 素材集に掲載する素材選定の一助とするため、甲は乙に対し、とちぎ旅ネット（<https://www.tochigiji.or.jp/>）の閲覧データ等を業務に必要な限度において提供するものとする。

(2) 校正、印刷

ア 校正は最低でも3回とし、初稿において全ての情報を提示すること。また、甲及び市町等の校正期間を十分確保するとともに、校正内容は次回校正原稿に反映させるとともに、修正原稿に校正内容が遺漏なく反映されているか確認を行うこと。

イ 校正確認に当たっては、甲にカラー印刷した原稿6部及びPDFデータを校正の都度提出し、市町等宛てにPDFデータを送付すること。また、甲、市町等の修正を受託者においてとりまとめること。

ウ 成果物に重大な誤りがあった場合は、速やかに甲に報告しその指示を仰ぐとともに、乙の責任において回収、修正、再印刷等の必要な処置を講じること。このため、乙は責任の所在を明らかにするため、データの入手先や校正の記録、担当者等を記録しておくこと。

(3) 成果物のデータ納付について

印刷データをDVD-ROM等に保存し、1部納品すること。

格納するデータは、誌面のPDF(コピー&ペーストできる形式)、使用した写真等のデータ(jpeg形式)、及びイラストレーターデータとする。

4 その他

(1) 委託業務で作成した素材集については、原則として甲及び栃木県の広報等のために、必要な範囲内で甲及び栃木県自らが複製、翻案、変形、改変その他の修正をできるものとする。また、使用した写真の権利は甲及び栃木県に帰属するものとする。

ただし、作成の都合上やむを得ない理由により、著作権を甲及び栃木県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に甲に申し入れを行い、了承を得ること。甲及び栃木県に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、甲と受託者との協議すること。

(2) 企画提案の際には、他の著作物からの転用・転載をしないものとする。やむなく甲又は(公社)栃木県観光物産協会が作成した著作物から転用・転載の必要が生じた場合には、事前に甲や(公社)栃木県観光物産協会と協議すること。

(3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を利用するときは、受託者がその使用に対する一切の責任を負うこと。

(4) この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、甲と協議の上処理するものとする。

(5) 乙は、甲の求めに応じ、適宜必要な会議に出席し、説明を行うこと。

また、必要に応じて市町等への説明を行うこと。

(6) 受託者は、作成に当たり上記事項を全て遵守すること。